

Ⅲ まちづくりの方針

本章では、I章で示したまちづくりの目標を実現するために行うべきまちづくりの方向性を「まちづくりの方針」として示します。

1 土地利用の方針

鉄道駅や近隣拠点等を中心に、歩いて行くことができる範囲で様々な用が足り、豊かな暮らしができるよう、コンパクトにまとまったまちづくりを行います。

全体構想のゾーン別土地利用の方針において、区の東部は都心・臨海周辺部、西部は郊外部（西部方面）に位置づけられています。

保土ヶ谷区は、この2つの位置づけであるとともに、丘陵部と低地部で異なった特徴を有しており、それぞれの地域が有する特徴を生かしながらまちづくりを行います。

丘陵部においては良好な住宅地の環境を保全・育成し、低地部においては商業・業務機能と都市型住宅とが共存した環境をつくります。

2 都市交通の方針

生活の利便性を高めるため、まちの連携を支える交通体系を整えていきます。

幹線道路や地域の生活の軸となる道路の整備を積極的に進め、通勤・通学などが便利な交通利便性の高いまちを目指します。

丘陵部と区心部・生活拠点とのアクセスを改善し、丘の暮らしを支える交通体系を充実するほか、都心・副都心や周辺の地域拠点への行き来を向上するなど、区民の生活の幅を広げるようにしていきます。

また、安心して歩行できる環境づくりや環境を守り人にやさしい交通の実現に取り組みます。

3 都市環境の方針

保土ヶ谷区は、市の中心部に近いにもかかわらず、緑や水といった自然環境に恵まれていることは大きな魅力です。丘を縁取る斜面緑地や川筋と一体になる緑は保土ヶ谷らしい景観を創り出し、丘をつなぐ大規模な公園や緑地は貴重な自然資産となっています。また、帷子川や今井川は、古くから暮らしや文化と密接につながり、身近な潤いや、やすらぎを与える場所となりました。

こうした特色ある自然を大事にし、次世代に残すまちづくりを進めるとともに区民一人ひとりが主体となって、残されている水と緑の環境を保全・育成するための活動や取組を進めます。

また、生活環境を保全していくために、低炭素型都市づくりや資源循環を進めます。

4 都市の魅力の方針

保土ヶ谷区には、江戸時代から旧東海道の宿場町として発展してきた歴史をはじめ、いくつかの貴重な歴史資産が残されています。区民が、まちの歴史や地域に対する愛着をもてるよう、旧東海道などの歴史資産を保全・活用し、身近に感じられるまちづくりを進めるとともに区民一人ひとりが主体となって、残されている歴史の環境を保全・育成するための活動や取組を進めます。

旧東海道などの歴史資源や特徴ある公園などの地域資源については、これらを活用し、観光の基盤となるよう周辺の魅力づくりに取り組みます。

また、活力ある地域社会を実現するため、様々な区民活動が活発に行われ、多様な人々が同じ地域で暮らすことができるようにします。

5 都市活力の方針

歩いて行くことができる範囲のまちの暮らしを豊かにするため、丘のまとまり程度の範囲を基礎にして、地域の実情に応じて、日用品の買い物、福祉、子育てなど日常の基本的な暮らしに対応できるように環境を整えていくとともに、鉄道駅周辺地区における機能の充実を図ります。

また、人をつなぎ、さまざまな活動が行われるため、文化・スポーツ活動や福祉活動などの連携や交流を促進し、区民のより広域な活動を活発にするとともに、区内に多く立地する大学などと地域とが連携した活動を促し、地域との共生関係を築いていくとともに、そうした施設へのアプローチを改善します。

6 都市防災の方針

東日本大震災を教訓として、地震や風水害などの大規模災害に強いまちづくりを行うとともに、地域の特性に応じて建物の耐震化や土砂災害対策などにより被害を軽減するための対策を進めます。

万が一災害が起こってしまった場合でも、救援活動やライフラインの確保などまちの機能を確保するための対策を推進します。

また、地域と連携しながら、防災力、防犯力を向上させ、安全・安心なまちづくりを進めます。

次頁以降、テーマごとに、基本的な考え方や取組の方針を述べ、図等とあわせて示します。

1 土地利用の方針

地域の現状と特徴に合わせた土地利用の方針を示します。

駅周辺については区民の公共的な空間としてまちづくりの方針を示します。

(1) 低地部の土地利用の方針

○区心部のまちづくり

都心・臨海周辺部にあたる星川・天王町・保土ヶ谷駅周辺を区の中心部（区心部）として位置づけ、都市の再整備を促進し、それぞれの駅周辺にふさわしい商業・業務・行政・文化などの機能をさらに集積します。

未利用の公有地は、区心部のまちづくりに生かす形で活用していきます。

工場跡地や密集住宅地での市街地の更新を適切に誘導し、機能的にも景観的にも優れた良好なまちなみをつくります。

連続立体交差事業の機会を捉え、地域のニーズを踏まえた土地利用の誘導を検討します。

○地域生活拠点のまちづくり

郊外部（西部方面）にあたる上星川・和田町駅周辺は地域の生活拠点として位置づけ、駅前空間などターミナル機能を強化し、にぎわいのある商店街づくりを進めるとともに、丘陵部の住宅地とのつながりを強めていきます。

西谷駅周辺は、神奈川東部方面線の開業を契機とし、鉄道施設と連携して駅前にふさわしい機能を備えた市街地の形成が可能となるよう検討します。

帷子川沿いの斜面緑地や農業専用地区に広がる豊かな緑をまちづくりに生かします。

市街地内に広がる農地は、生産緑地の制度等を積極的に活用するなど、都市農業の拠点としてできるだけ保全していきます。

(2) 丘陵部の土地利用の方針

生活の基本となる丘陵部の住宅地は、緑の多い良好な住宅地として保全・誘導を図ります。このために建築協定や景観協定、地区計画などの制度の活用、あるいは自主的なルールづくりを地域の実情に応じて進めます。

また、住宅地では暮らしの維持や活発な地域交流が進むよう、日常的な買物や生活サービスなどの機能の充実を図るとともに、住宅地内の商店街では、身近な買物の場であるだけでなく、地域の交流の場としての再生に向けた取組を行います。

老朽化した大規模団地は、計画的に住戸改善や住棟の長寿命化が行えるよう誘導するとともに、建替えに際しては、地域貢献に資する機能の導入の検討を働きかけます。

また、帷子川沿いの斜面緑地や農業専用地区に広がる豊かな緑をまちづくりに生かします。

(3) 市街化調整区域の土地利用の方針

○緑地と農地を守る

良好な自然的環境を形成する緑地は、特別緑地保全地区、市民の森、公園などとして保全し、レクリエーションや自然学習の場として活用を図ります。

農地についても、無秩序な市街化が進まないよう、周辺土地利用の計画的な誘導を図り保全に努めます。

また、浸水等の災害を防止するため、河川流域内の保水・遊水機能を有する地域の保全に努めます。

○無秩序な市街化を防止する

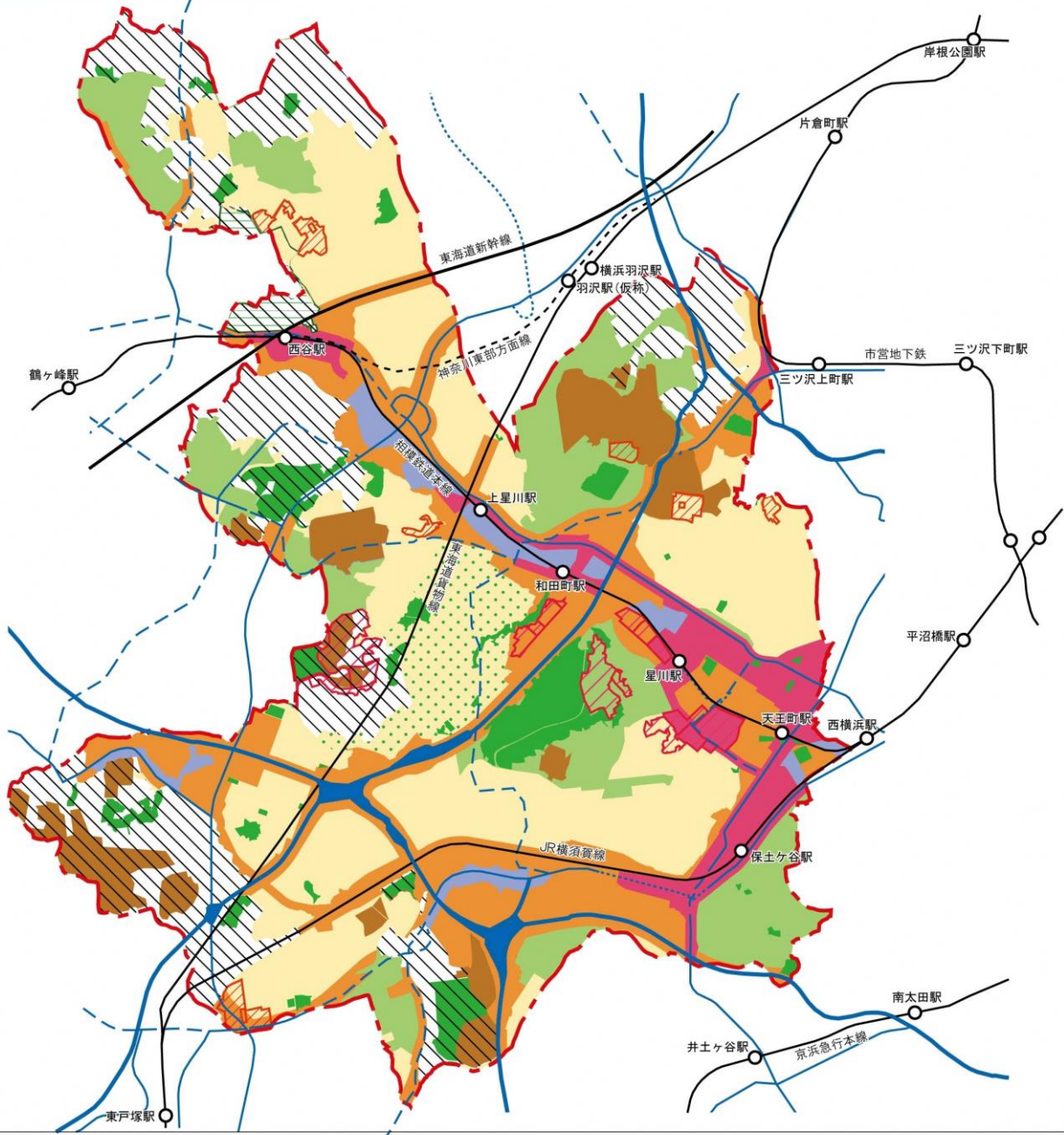
市街化調整区域では原則として市街化を防止しますが、都市基盤整備などが行われる場合で、施設に近接する区域において、横浜市の施策に資する計画的な市街地整備が確実に行われる場合には、地区計画の導入や市街化調整区域から市街化区域への編入など、都市計画の決定あるいは変更などについても視野に入れながら検討します。また、市街化調整区域のうち、既に市街化区域と同様の水準で開発、整備されている区域についても、市街化調整区域から市街化区域へ編入することも考えていきます。

(4)土地利用方針の考え方

地域の現状と特徴に合わせた土地利用の方針について、下の表に整理しました。

類型	現状	方針
低層が多い住宅地	戸建て住宅が建て込んだ住宅地	建物の共同化、耐震化、狭あい道路の拡幅、オープンスペースの確保などにより災害に強いまちづくりを進める。面的な再整備も検討する。
	計画的に開発された戸建て中心の住宅地	良好な住環境を保全する。
中高層が多い住宅地	中高層住宅の立地が進む住宅地	丘陵部では、緑の景観や住環境、防災に配慮した開発を誘導する。
	計画的に開発された中高層住宅団地	建築物の長寿命化を進める。建て替えの際には住環境の向上、生活の軸の育成、緑の環境の保全・創造を誘導する。
沿道型の市街地	幹線道路の周辺で自動車利用施設や中高層住宅等が混在する市街地	高度利用を進め、幹線道路沿いにふさわしい街並みを形成する。
商業業務系の複合市街地	商業・業務施設と中高層住宅が複合する市街地	商業、業務、文化、行政、都市型住宅などの機能を集積する。高度利用を進め、美しい街並みを形成する。
工業系が混じる複合市街地	工場・事業所などと中高層住宅等が混在する市街地	工場、事業所などと住宅との共存できる環境づくりを進める。
農地の混じる住宅地	集落から広がった住宅地や小規模開発地の間に農地が広がる住宅地	農地の保全を行うとともに、既存の住宅地については災害に強いまちづくりを進める。
農業を振興する地域	農地の中に住宅等が散在する地区	基本的に市街化を抑制し、農地と共存するまちづくりを検討する。
公園、緑地等大規模施設	大規模な公園、学校、浄水場、ゴルフ場など	緑の環境を維持・創造する。

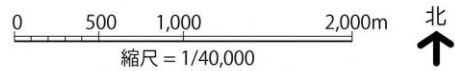
土地利用方針図



- 低層が多い住宅地
- 中高層が多い住宅地
- 沿道型の市街地
- 商業業務系の複合市街地
- 工業系が混じる複合市街地
- 公園、緑地等

- 農地の混じる住宅地
- 農業を振興する地域
- 大規模施設
- 地区計画等により、地区のルールで土地利用の方針が定められている地域
- 市街化を抑制すべき地域

- 鉄道(既存)
- 鉄道(整備予定)
- 自動車専用道路(既存)
- 幹線道路(既存)
- 幹線道路(整備予定)
- 幹線道路(計画等)



2 都市交通の方針

生活を便利にするため、まちの連携を支える交通体系についての方針を示します。
また、環境を守り人にやさしい交通の実現の方針を示します。

(1) 誰もが移動しやすい交通

○道路ネットワークの整備推進

幹線道路では、自動車交通を円滑化するため、財政状況や社会情勢の変化を踏まえた効率的な道路ネットワークの形成を進めます。

環状1号線、鴨居上飯田線は優先的に整備を進め、国道1号線、権太坂和泉線なども、局所的な改善に取り組みながら、整備を進めます。

地域の生活の軸になる道路では、限られた幅員の中で歩行者とバスや自動車が共存し、安全に利用できるように、沿道の協力も得ながら改善を進めます。

また、丘陵部と低地部を結ぶ道路や狭あい道路を改善し、緊急車両の通行等が可能な環境を整えます。

○駅周辺の交通環境の充実を図る

各駅前では、幹線道路と駅のアクセスを改善するなど、駅周辺の交通機能を向上させるとともに、駅前や商店街の歩行環境の向上を図り、交通ターミナル機能の充実に取り組みます。

西谷駅周辺では、神奈川東部方面線の整備を進めるとともに、駅へのアクセス動線の整備などを図ります。

神奈川東部方面線羽沢駅（仮称）周辺では、区内から駅までのアクセス動線について検討し、交通結節点としての機能向上を図ります。

平成30年度に全線高架化を予定している相模鉄道本線（星川駅～天王町駅）周辺では、道路や駅前広場の整備、駅や歩行者空間のバリアフリー化を進めるなど、交通環境を体系的に整えます。

○公共交通の利便性を維持する

駅周辺と丘陵部の住宅地を連絡するバス路線を維持し、バスの利便性を確保します。

駅と丘陵部の住宅地や病院などを連絡するバス路線については、駅を中心とした身近な交通サービスを図るため、交通事業者等と連携しつつ、その維持を図ります。

また、地域の力で地域の交通手段を実現する取組に対して支援を行います。

(2) 環境をまもり人にやさしい交通

○環境負荷の低減につながる交通施策

道路や交通の環境改善を図るため、渋滞解消のための交差点改良やヒートアイランド現象の緩和に向けた路面舗装・道路緑化などの道路整備を進めます。

過度なマイカー利用をできる限り抑制するため、公共交通の利用促進とともに、低公害車の普及促進を進めます。

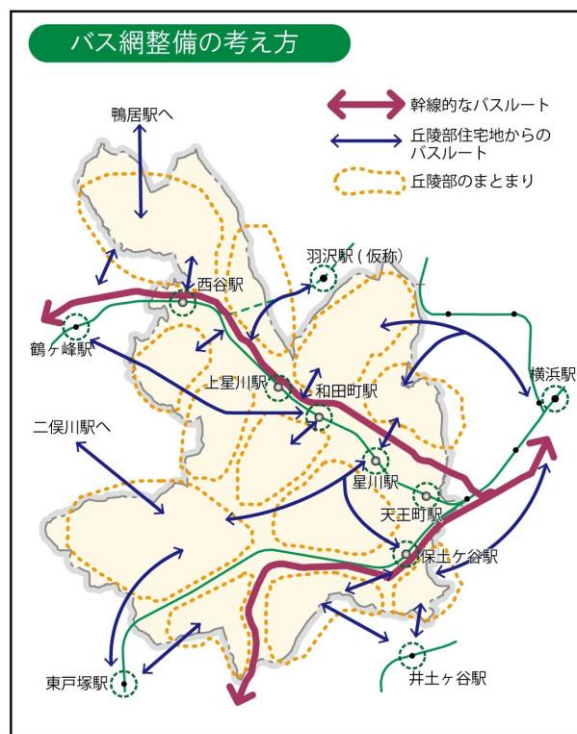
また、エコドライブの普及啓発、モビリティマネジメントの推進により、環境にやさしい交通への転換を進めます。

○安全・安心な歩行空間を確保する

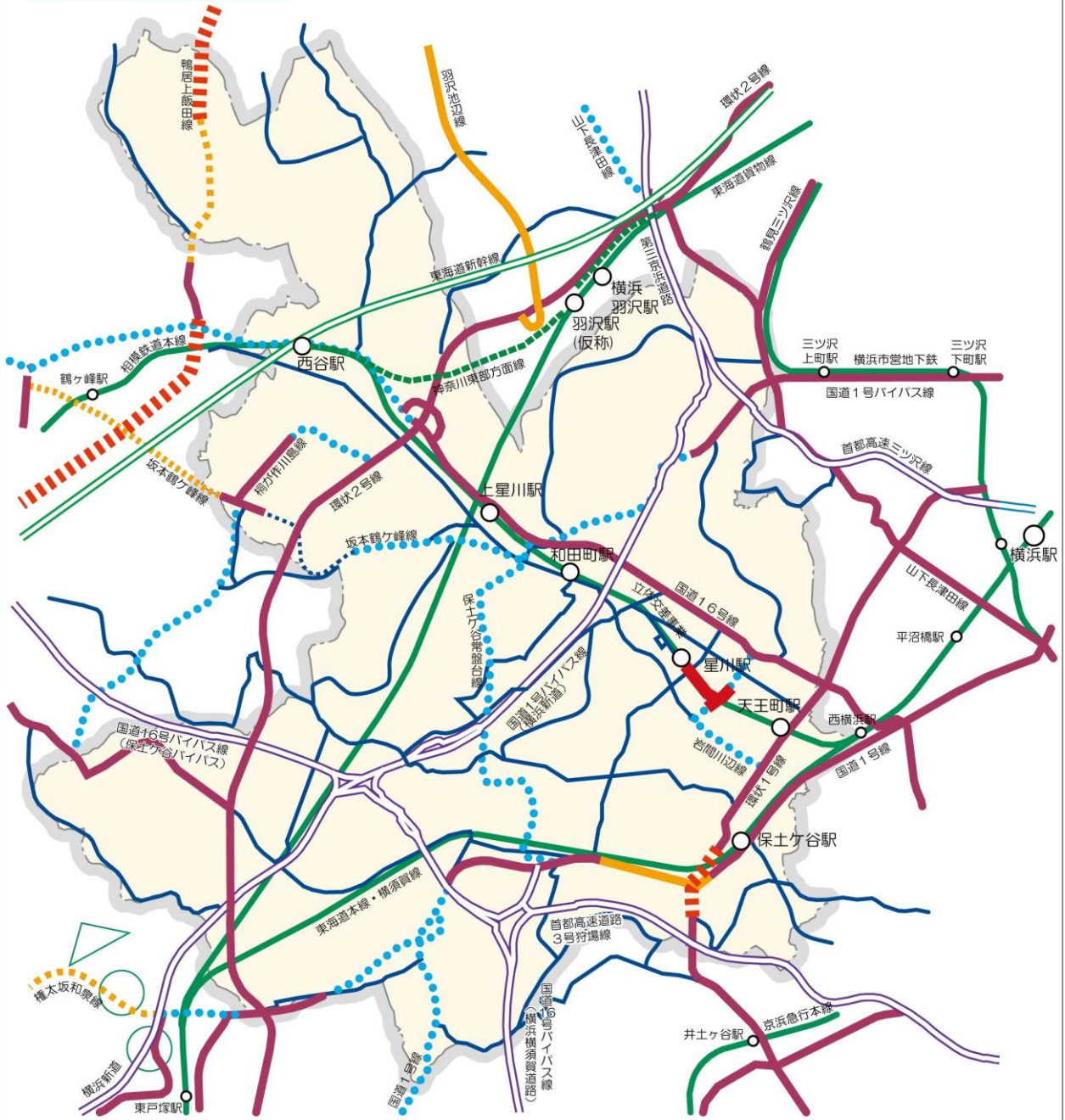
安全・安心で快適なバリアフリーの歩行者ネットワークの形成や駅などのバリアフリー化を促進し、高齢者や障害者、ベビーカーなど誰もが移動しやすい環境の整備に取り組みます。

区を中心部や、丘陵部の住宅地の主要な生活の軸になる道路を中心に、歩道の整備や危険個所の改善を進めます。

地域道路については、通過交通を極力排除し、安全で安心して歩ける環境をつくっていきます。



都市交通の方針図



自動車専用道路	———	既存	———	新幹線	
幹線道路	———	既存	———	———○———	鉄道（既存）
	———	整備予定（完成目標時期は平成32年頃まで）	———	———	鉄道（整備予定）
	———	整備予定（完成目標時期は平成37年頃まで）	———	○	鉄道（構想）
	———	計画等（着手目標時期は平成32年頃まで）	———	○	
	———	計画等（完成目標時期は平成37年頃まで）	———	○	
主要な地域道路	———	既存	———	○	
	———	計画等（着手時期未定）	———	○	
	———	計画等（変更候補（線形や幅員など））	———	○	

0 500 1,000 2,000m 北 ↑
縮尺 1/40,000

3 都市環境の方針

保土ヶ谷の特色のある自然を次世代へ残し、水と緑の環境を保全・育成するために、区民一人ひとりが行動するための方針を示します。

また、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和に向けたエネルギー効率の良い低炭素型都市づくりや生活環境の保全の方針を示します。

(1) 水と緑の保全と創出

○親しみやすい水辺空間をつくる

帷子川と今井川、及びその支流においては、治水安全度の向上を図る中で、自然環境や地域特性に配慮した河川施設の整備を進めるなど、親しみやすい水辺空間の創出に努めていきます。

また、陣ヶ下溪谷や今井川の上流などでは、清流を回復し、多様な生物が生息できるための環境の向上に配慮します。

○まとまりのある緑を保全する

保土ヶ谷区には、「緑の10大拠点」として、北部の都田・鴨居東本郷・菅田羽沢周辺地区と南部の大池・今井・名瀬地区の2か所があり、北東部の三ツ沢・峰沢の丘、中央部の川島・仏向の丘、南部の狩場の丘の3か所が「市街地をのぞむ丘の軸」として位置づけられています。

これらの区内に残された緑地を次世代に継承するため、公園や特別緑地保全地区などの緑地保全制度により、地域や土地所有者の協力を得て保全します。

○斜面緑地の保全に努める

保土ヶ谷らしい景観をつくり出している斜面緑地を、特別緑地保全地区や、緑地保存地区、協定緑地などにより保全に努めます。また、斜面地において開発が行われる際には、一定の緑の保全を図るとともに、事業者の協力により、丘の緑の景観に配慮します。

○農地を保全する

市街地に隣接した農地は、農産物の生産の場であるとともに自然的環境の維持や防災空間の提供などの機能を有しているため、保全に努めます。

また、農園付公園や市民利用型農園など、区民が農にふれあう機会を設けます。

○低地部の緑化を進める

帷子川流域低地部の下流域は、ビルなどの屋上緑化、壁面緑化や公共施設の緑化の促進や、区民が行う緑化に関する活動の支援等により、緑の映える街並みを形成します。

また、市街地の再整備の際には、計画的に緑のオープンスペースを創出していきます。

○緑の資源をつなげる

区内に残る水と緑の資源のつながりは、快適な散策ルートになるばかりでなく、動植物の生息・

生育にも好ましい影響をもたらします。これらの資源を市街地の緑や河川などによりつなぎ、緑のネットワークを形成します。

○活動をひろげる

地域が主体となり、地域の特性に応じた緑を創出する取組を支援するなど、新たな緑の創出を進めます。

また、樹林地や河川の保全活動、公園の愛護会活動など、水と緑の環境を守り育てる区民の活動を支援します。特に、若い世代の参加を呼びかけ、活動を将来につなげていきます。

また、区民が自主的に制定した18区で唯一の「ほ도가や花憲章」に基づき、「花の街ほ도가や」づくりを進めます。

(2) 温暖化対策と生活環境の保全

○低炭素型まちづくり

公共施設や市街地の整備において、再生可能エネルギーの導入を促進するとともに、未利用エネルギー導入に向けた取組を進めます。また、CASBEE横浜（横浜市建築物環境配慮制度）の普及をはじめ、民間の力を生かしたエネルギー効率の良い住宅・建築物を誘導します。また、一般家庭への太陽光発電システムやHEMS等の導入について支援するとともに、民間企業との連携による普及促進に取り組みます。

○気候変動の影響への適応策

集中豪雨等による住宅浸水や土砂災害、猛暑による熱中症等、気候変動による影響は本市でも発生しており、このように既に起こりつつある影響に対応し、被害を最小化・回避する「適応策」についても推進してまいります。

○環境保全を意識した行動をとる

区民も事業者も、省資源化、資源循環化のために何ができるかを考えながらそれぞれが行動することが必要です。敷地内の緑化や地下水の涵養、雨水利用、公共交通機関の利用、低公害車等の導入、ごみのリデュース（発生抑制）の推進や更なる分別の徹底など、それぞれが環境保全を意識して行動することに努めます。

区民と行政が協力し、ごみの不法投棄対策など、まちの美化を進めます。

学校教育や地域活動の場において、意識の向上を図るとともに、事業所等への啓発を図ります。

都市環境の方針図



緑の10大拠点

市街地を望む丘の軸

農業専用地区

特別緑地保全地区

公園・緑地

樹林地

農地

大規模施設

風致地区

主な街路樹

緑の軸散策路

河川環境の再生・回復

丘陵地
低地

0 500 1,000 2,000m 北 ↑
縮尺 = 1/40,000

4 都市の魅力の方針

保土ヶ谷の歴史や景観を保全・再生し、身近に感じられるようにするとともに、歴史や景観の環境を保全・育成するために、区民一人ひとりが行動するための方針を示します。

また、人をつなぎ、さまざまな活動が行われるための方針を示します。

(1) 個性を活かした魅力の向上

○旧東海道などの歴史資産を保全・活用する

旧東海道保土ヶ谷宿や境木地蔵尊など、地域の歴史・文化資産を保全します。

旧東海道沿いでは、各時代の歴史の積層を活かした道筋のネットワーク形成等を図り、歴史の継承や交流の活性化を進めます。

あわせて、歴史の足跡が感じられるまちなみづくりやサインの整備と情報発信を地域と一体となって進めます。

○身近な歴史を残す

由緒ある坂の名前を残す、寺社のもつ景観性を保全する、洋館付き住宅など大正・昭和初期の建築物や構造物を保存するなど、より身近な所にある歴史を残していきます。また、川島囃子などの地域に残る伝統文化、芸能を保存します。

○地域のシンボルを作る

境木ふれあいの樹林をはじめとした、地域のシンボルとなる街路樹や樹林地の保全、再整備を進めます。社寺林等についても、保存の検討を行います。

○区の特徴的な景観を保全する

川沿いの傾斜地に広がる斜面緑地や、丘の上の高台の見通しの良さ、谷を挟んだ向かい側の丘陵の眺めなどは、保土ヶ谷区ならではの景観です。こうした独自の魅力を保全し、良好な景観形成を目指します。

(2) 区民に親しまれる魅力の向上

○親しみやすい水辺空間を作る

帷子川・今井川などでは、河川管理用通路、河川沿いの道路や公園、歩道状空地などを利用し、親水拠点や文化施設のネットワーク化などを進め、水辺空間の魅力を高めます。

連続したオープンスペース等を地域資源として生かせるように保全し、良好な景観形成を目指します。

○一人ひとりができることから行う

自宅の緑化を進める、住宅地や商店街などでは協力して飾花活動を行う、緑地協定を締結するなど、区民が自主的に制定した18区で唯一の「ほどがや花憲章」に基づき、できることからまちの緑化を進め、市街地の緑豊かで良好な景観形成を進めます。

公共施設はもちろん、企業、商店や集合住宅においても、花や木を育てる空間を確保するように努め、それぞれの施設で自主的に管理していきます。

区民が区の魅力を再認識できるよう、歴史や景観などをテーマにした区民の自主的な活動を支援します。

地域の皆さんがまちの魅力を紹介 —ほどがや語りべ集—

まちの魅力を語れる人の輪を広げるため、平成24年度から「ほどがや語りべ会」が始まりました。

地域活動を行っている方々が中心となって、ワークショップやまち歩きを行い、エリアごとにまちの魅力をとりまとめ、「ほどがや語りべ集」として編集しています。



5 都市活力の方針

少子高齢化などによる社会経済構造の変化への対応や、地球温暖化への対応などにより、区民のライフスタイルも変わっていきます。こうした変化に対応し、生活や活動の場としての質の向上など、都市活力の維持・向上を図るための方針を示します。

市民生活の利便性向上に向けて、歩いて行くことができる範囲のまちの暮らしを豊かにすることを目指します。

(1) 区民生活の利便性向上

○多様な世代が活動できるまちをつくる

高齢化が進む中、子どもから高齢者まで、多様な世代がいきいきと活動できる環境づくりを進めます。

バリアフリー仕様の高齢者向け住宅と子育て支援施設が一体となった住宅など、多様な世代が生活し、活動できる施設を誘導します。

丘陵部の住宅地では、日用品の購入や活発な地域交流ができるよう、住宅以外の機能の誘導を図ります。

教育・子育て環境の充実とともに、福祉施設や地域ケアプラザの利便性向上等について検討し、若者から高齢者まで、様々な世代にとって住みよい環境づくりを進めます。

○身近な区民活動を充実する

地域における福祉、健康づくり、子育て、環境保全、防災、生涯学習などの活動の支援、情報提供などにより、孤立せず、安心して楽しく暮らせるコミュニティの形成に取り組みます。

あわせて、現在の暮らしを支えている町内会や自治会をはじめとした既存のコミュニティの活動が今後も維持できるよう、支援します。

大学や企業に対しては、地域との交流や連携の機会を広げるための働きかけを進めます。

○地域情報をきめ細かく提供する

区民活動の活性化のため、行政情報をはじめ、様々な地域情報を区民誰もが入手しやすい環境づくりを進め、迅速でわかりやすい情報の提供を進めます。

また、情報格差が生じないよう配慮しながら、時代に即した、多様な情報提供手段の整備促進を図ります。

○区心部の駅周辺の機能強化

連続立体交差事業によりまちの一体化が期待される天王町駅～星川駅間では、施設の更新や建替え等の機会をとらえ、公共・文化機能の一層の充実や、商業・業務機能の誘導を進めます。

保土ヶ谷駅周辺では、公共交通の拠点としての機能の強化とあわせて、未利用の公有地等を活用し、地域の活性化に資する機能の誘導を進めます。

○地域生活拠点の機能強化

鉄道駅の周辺では、活気のある商店街づくり、文化やコミュニティ施設の活発な利用を促進するなど、生活に便利でにぎわいのあるまちを作ります。

また、地域における生活の主軸となる道路の沿道では、近隣拠点として、日用品を中心とした買い物が身近で行えるよう、既存の商店街の活性化策に取り組み、にぎわいと活力あるまちづくりを進めます。

○区民利用施設を整備・活用する

地域の様々な活動の拠点となる地区センターやコミュニティハウス、地域ケアプラザなど区民利用施設・福祉施設については、区民にとってより使いやすいものとなるよう、施設の更新にあわせて配置の見直しを検討します。

また、地域ケアプラザの未整備地区については、整備を進めるとともに、近隣公園・街区公園などが必要な地域には、整備について検討します。

小中学校における学校開放の推進や、岩間市民プラザや公会堂、図書館などの既存施設を活用し、区民活動の充実を図ります。

○文化、スポーツ、福祉保健、医療などの拠点の使いやすさを向上する

丘陵部に立地する大学や文化施設（県立かながわアートホールなど）、運動公園、地域ケアプラザ、病院などへのアクセスの向上を図るとともに、施設の利便性を高める方策を検討し、それらの施設を利用して生活の向上につなげます。

区と大学の連携 —横浜国大パートナーシップ事業—

保土ヶ谷区内唯一の大学である横浜国立大学と保土ヶ谷区とは、地域における大学の教育・社会貢献活動の促進と、安全・安心で活力あるまちづくりに向けた地域課題の解決を目的として、双方が持つ知的、人的、物的資源を最大限に活用し、さらなる相互連携の充実・強化を図るため、平成25年に連携協力協定を締結し、さまざまな分野で連携を進めています。

たとえば、学生による区内市立小中学校での子どもたちのサポート、大学教員らによる科学教室、学生の企画による体験学習、区民会議との連携した防災に関する講演、「ほ도가や語りべ集」の作成に向けたまち歩きや、原稿作成に留学生が参加するなど、さまざまな活動が行われています。



区と企業の連携

横浜市とイオン株式会社が、環境保全、子育て支援、健康づくりなどの10の分野で、相互の連携を強化し、市民サービスの向上と地域の一層の活性化のための「包括連携協定」を締結したことにより、保土ヶ谷区では、イオン天王町店で、子育て支援に関する地域情報を掲出したり、図書館による「絵本読み聞かせ講座」を実施するなどの連携が行われています。

また、ヤマト運輸では、「旧東海道保土ヶ谷宿」に関連する浮世絵（東海道五拾三次之内保土ヶ谷 新町橋／歌川広重）をあしらったご当地ボックスを製作して保土ヶ谷の魅力を全国に発信したり、認知症の方の見守りや防犯パトロール・子ども見守りといった活動を行っています。



6 都市防災の方針

東日本大震災を教訓として、地震や風水害などの災害時に区民の命を守ることを最優先としたまちづくりの方針を示します。

また、災害とともに地域の防犯力の向上による、安全・安心のまちづくりの方針を示します。

(1) 災害に強いまちづくり

○防災性の強化

水害、崖崩れ、火災、震災などの災害に強いまちづくりを進め、安全・安心な住環境をつくりまします。

帷子川、今井川をはじめとした河川の流域では、水害に備えて、雨水を一時貯留・浸透させるなどにより保水・遊水機能の確保を図るとともに、大地震発生に備えて、液状化マップの情報を充実するなど必要な対策について検討します。

また、地域防災拠点を中心として地域防災力の強化を図ります。

○建築物の耐震化・不燃化促進

生活の基本となる住宅地のうち密集市街地では、地震時に建築物の倒壊や延焼等の被害が懸念されるため、老朽化した建築物の建替えや共同化による不燃化・耐震化を促進します。

木造住宅やマンション、多数の人が利用する建築物に対しては、耐震診断や耐震改修工事費用の助成等により耐震化を促進します。

地震火災の被害は、特定の地域に集中することが想定されるため、重点的に対策を実施する地域を「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」で定める「対策地域」として絞り込んでいます。この「対策地域」を中心に、地震による火災被害を軽減するため、出火防止や初期消火力の向上につながる取組を推進し、減災・防災力の底上げを図ります。

○災害時のまちの機能確保

災害発生時の人命救助や支援物資の輸送、復旧活動などのための緊急輸送路として、主要な幹線道路の整備を進め、その沿道の建築物等の耐震化を促進します。

ライフラインについては、事業者とともに計画的に維持管理と更新を行い、被害を最小化する耐震性を確保します。

(2) 地域の防災・防犯力の向上

○地域住民が主体となり、協働で進める安全・安心のまちづくり

保土ヶ谷区では、地域の防災力向上を図ることを目的に、保土ヶ谷区災害対策連絡協議会、保土ヶ谷区連合町内会長連絡会、保土ヶ谷区役所が、20万人の区民の皆様と、一緒になって「20万区民の自助・共助による減災運動」を推進しています。この運動により、各地域で実践される防災訓練や防災講習会の実施や、発災時の活動を想定した体制作りを進めるとともに、家庭と地域における自助・共助の取組を進めていきます。

また、ハザードマップなどの防災情報を発信します。

○建築物や宅地開発における計画時点での防犯対策の実施

建物の配置の検討や、個々の建築物の設計などを行う際、死角となる場所を作らないよう、計画初期の段階から防犯の観点を取り入れた検討を行うなど、地域の防犯力向上に資するまちづくりを推進します。

区民、企業、保土ヶ谷区が連携して進める防災への取組 － 20万区民の自助・共助による減災運動－

「自分たちの住むまちを、自分たちの手でよくしたい」という区民が自主的・主体的に組織・運営する区民会議の提案により、地域の防災力向上を図ることを目的として、市民団体、民間企業、行政機関など39団体で構成する保土ヶ谷区災害対策連絡協議会を推進母体として、構成団体の協力を得ながら、「20万区民の自助・共助による減災運動」を通して、家庭と地域における自助・共助の取組を進めています。

この運動では、防災の重点的な広報・啓発や防災講習会、防災・減災についての広報・啓発活動等を通じて、家庭と地域における取組の実践につなげていきます。

